

狂犬病予防注射の ルールが変わります!

「狂犬病予防法施行規則」の一部が
改正されたことに伴い、
注射済票の交付ルールが変更となります。



- 令和8年(2026年)3月2日から令和9年(2027年)3月31日までに接種を行った場合、
「**R8** : 令和8年度の注射済票」が交付されます。
- 令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までに接種を行った場合、
「**R9** : 令和9年度の注射済票」が交付されます。(令和10年度以降も同様)

改正前

12月



1月



2月～3月1日



3月2日～31日



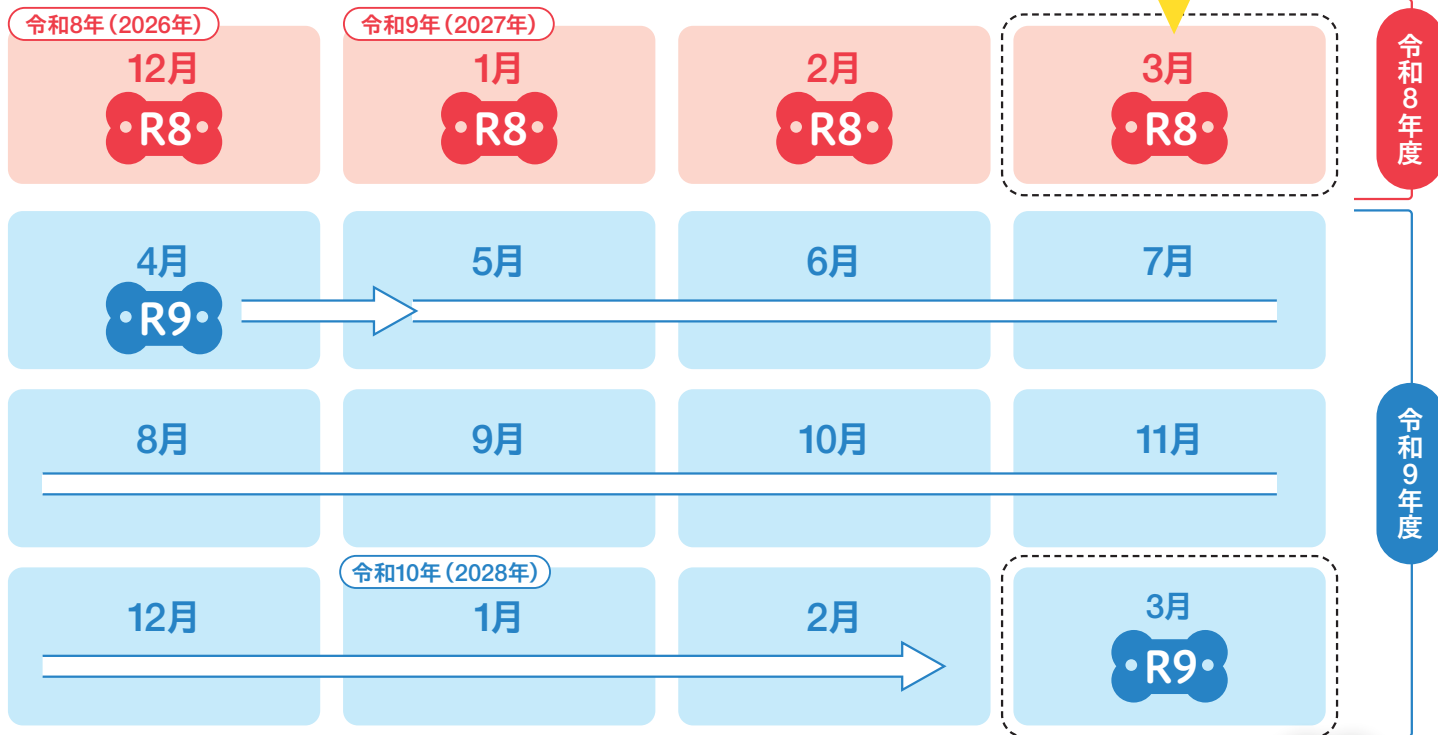
この期間の接種の場合、
翌年度(4月以降)の
注射済票を
交付していました

改正後

(令和9年3月2日～)

注射接種月

令和8年度(4月～翌3月)の
注射済票を交付



年に1回の接種は義務です。忘れずに受けましょう

※4月から6月までは狂犬病予防注射の接種強化期間です

各区生活衛生課の
連絡先はこちら



令和9年度は、
青色の
狂犬病予防注射済票を
交付します。

狂犬病予防注射済票
令和9年度
横浜市
第 000000 号